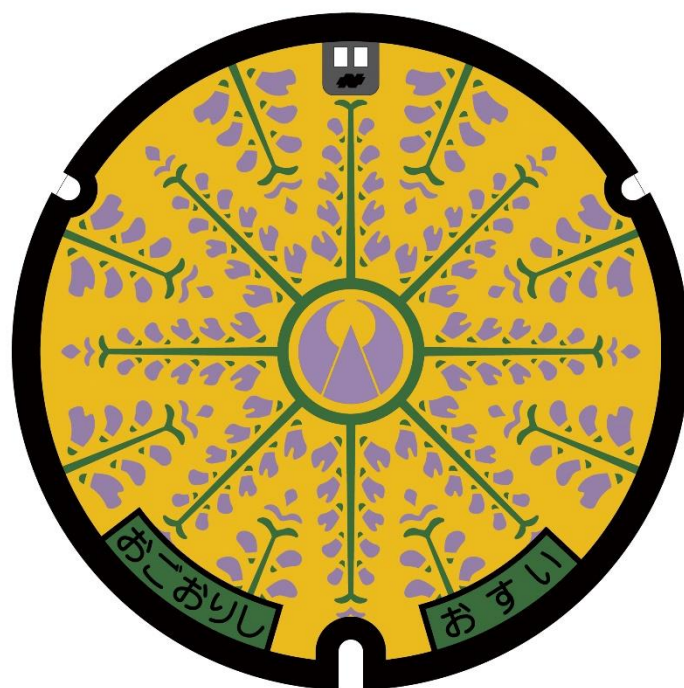


小郡市下水道事業経営戦略

計画期間：令和 6 年度～令和 15 年度



令和 7 年 3 月

小 郡 市

1. 経営戦略策定の目的	1
(1) 経営戦略策定の経緯	1
(2) 経営戦略の考え方	1
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画期間	3
2. 事業概要	4
(1) 事業の現況	4
(2) 経営の効率化と健全化に向けた取組み	8
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	9
3. 将来の事業環境	14
(1) 行政区域内人口の予測	14
(2) 処理区域内人口・水洗化人口の予測	15
(3) 有収水量の予測	16
(4) 使用料収入の見通し	17
(5) 施設の見通し	18
(6) 組織の見通し	18
4. 経営の課題	19
(1) 下水道使用料収入の確保	19
(2) 水洗化率の向上	19
(3) 人口減少社会を見据えた設備投資	19
(4) 維持管理の効率化	19
5. 経営の基本方針・目標	20
(1) 経営の基本方針	20
(2) 目標数値	21
(3) 投資・財源・投資以外の経費に関する目標	21



6. 投資・財政計画（収支計画）	22
(1) 投資・財政計画（収支計画）の前提条件	22
(2) 投資・財政計画（現行計画試算）	23
(3) 投資・財政計画（改善計画）	24
(4) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要 ..	25
 7. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	28
(1) 進捗管理と取組みの検証.....	28
 参考 改善収支計画（総務省様式）	29
(1) 収益的収支.....	29
(2) 資本的収支.....	30

1. 経営戦略策定の目的

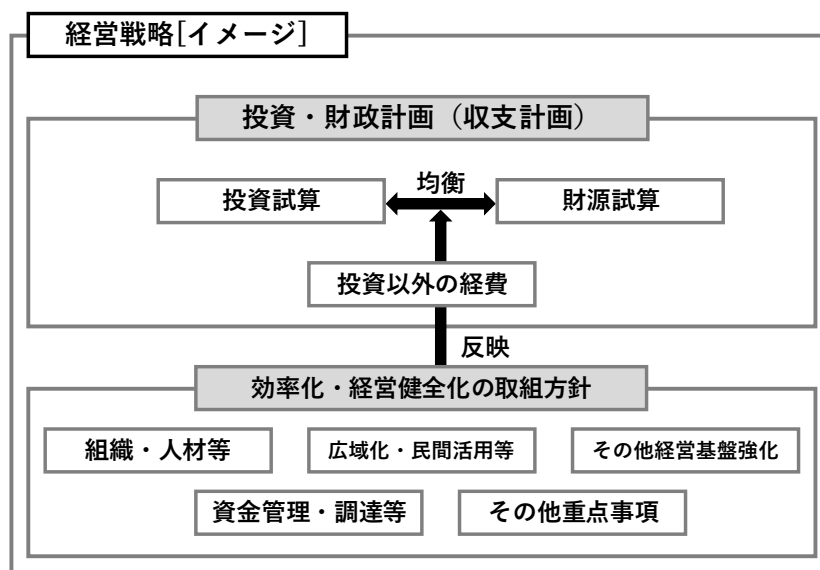
(1) 経営戦略策定の経緯

下水道事業は、生活排水などの汚水を排除・処理し、河川・沿岸地域の水質保全や生活環境の改善に資するとともに、大雨等による浸水被害を軽減し、住民の快適で安全な生活環境を維持する重要な役割を担っています。その経営は、使用料収入をもって事業に要する費用を賄う独立採算制を基本としていますが、下水道事業の経営環境は、施設の老朽化に伴う更新投資の増大、将来の人口減少に伴う使用料収入の減少等により厳しさを増すことが予想され、事業継続のためには不断の経営努力が求められます。

小郡市下水道事業では、将来にわたって事業を安定的に継続していくため、経営の課題を整理するとともに、将来の投資・財源を適切に設定し、経営の健全化を図ることを目的として「小郡市下水道事業経営戦略」を策定します。

(2) 経営戦略の考え方

経営戦略は、総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）、「「経営戦略」の策定推進について」（平成 28 年 1 月 26 日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）等にて策定を要請されています。基本的な考え方は、中長期的な将来予測と事業の特性を踏まえ、施設整備に関する投資試算及び財源試算の見通しにより、投資と財源を均衡させた実効性のある経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められています。

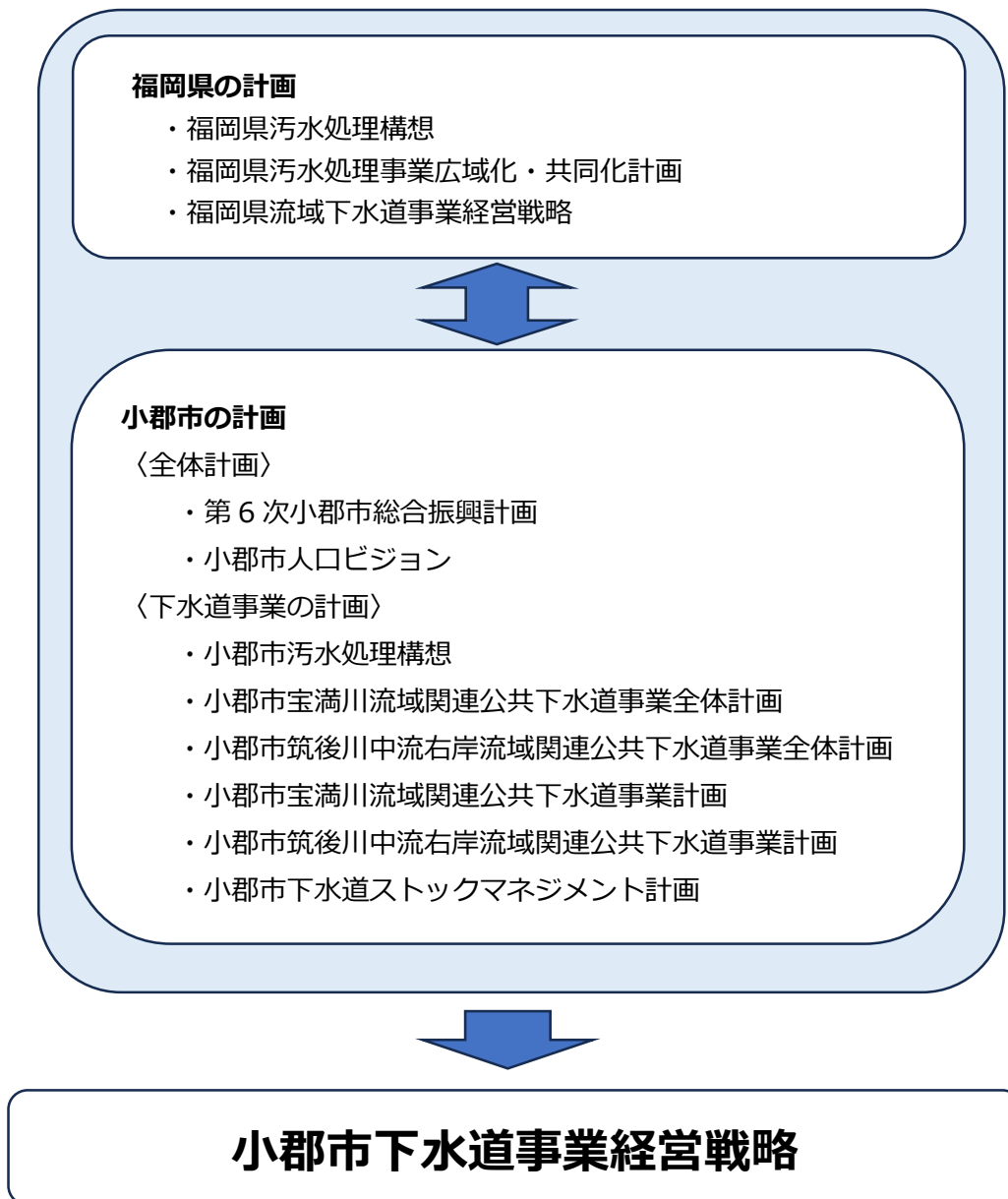




(3) 計画の位置づけ

小郡市下水道事業経営戦略は、福岡県が策定した「福岡県汚水処理構想」や、本市の総合的な計画である「第 6 次小郡市総合振興計画」等の既存計画と整合を図り、策定します。

本経営戦略と既存計画との位置づけは次のとおりです。



(4) 計画期間

総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」では、計画期間は 10 年以上を基本としています。

本市では、平成 28 年度に経営戦略を策定していますが、下水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、より実態に即した計画となるよう見直しを行い、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間を計画期間とする経営戦略を策定します。

このような中長期的な計画にするのは、下水道施設等の使用年数が長期に渡ることや、今後の老朽化等による施設整備投資の変動が大きいからです。

令和 6 年度（2024）から令和 15 年度（2033）までの 10 年間



2. 事業概要

(1) 事業の現況

①施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	宝満川処理区： 昭和 63 年 6 月 4 日 (36 年経過) 筑後川中流右岸処理区： 平成 16 年 3 月 31 日 (20 年経過)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	法適（一部適用） 平成 29 年 4 月 1 日
処理区域内人口密度	宝満川処理区 48.0 人/ha 筑後川中流右岸処理区 39.6 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	2 処理区（宝満川処理区・筑後川中流右岸処理区）		
処理場数	本市は終末処理場を所有しておらず、宝満川流域下水道及び筑後川中流右岸流域下水道の各幹線へ接続し、福岡県が管理・運営を行う宝満川浄化センター及び福童浄化センターで汚水処理を行っています。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化：宝満川流域下水道へ接続（昭和 60 年度事業認可） 筑後川中流右岸流域下水道へ接続（平成 6 年度事業認可） 共同化：隣接する自治体との施設利用協定 （筑紫野市、大刀洗町、佐賀県基山町）		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

②使用料（税抜）

一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	○下水道使用料単価表（区分 1 ヶ月）				
	汚水排出量			使用料	
	基本使用料 5 m ³ まで			1,000 円	
	従量 使用料	6 ～ 10 m ³		1 m ³ につき	+ 70 円
		11 ～ 30 m ³		〃	+ 190 円
		31 ～ 100 m ³		〃	+ 225 円
		101 ～ 200 m ³		〃	+ 265 円
		201 ～ 500 m ³		〃	+ 320 円
501 m ³ 以上			〃	+ 350 円	
(消費税相当額は除く)					
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系 の概要・考え方	○井戸水の利用がある場合の汚水排出量（区分 2 ヶ月）				
			算定基準		
			井戸水のみ利用		井戸水と上水道を併用
	世帯 人数	1 人	16 m ³	上水道使用水量	+ 8 m ³
		2 人	32 m ³	上水道使用水量	+ 16 m ³
		3 人以上	48 m ³	上水道使用水量	+ 24 m ³
条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり)	令和 3 年度	3,250 円	実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり)	令和 3 年度	3,632 円
	令和 4 年度	3,250 円		令和 4 年度	3,621 円
	令和 5 年度	3,250 円		令和 5 年度	3,654 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。



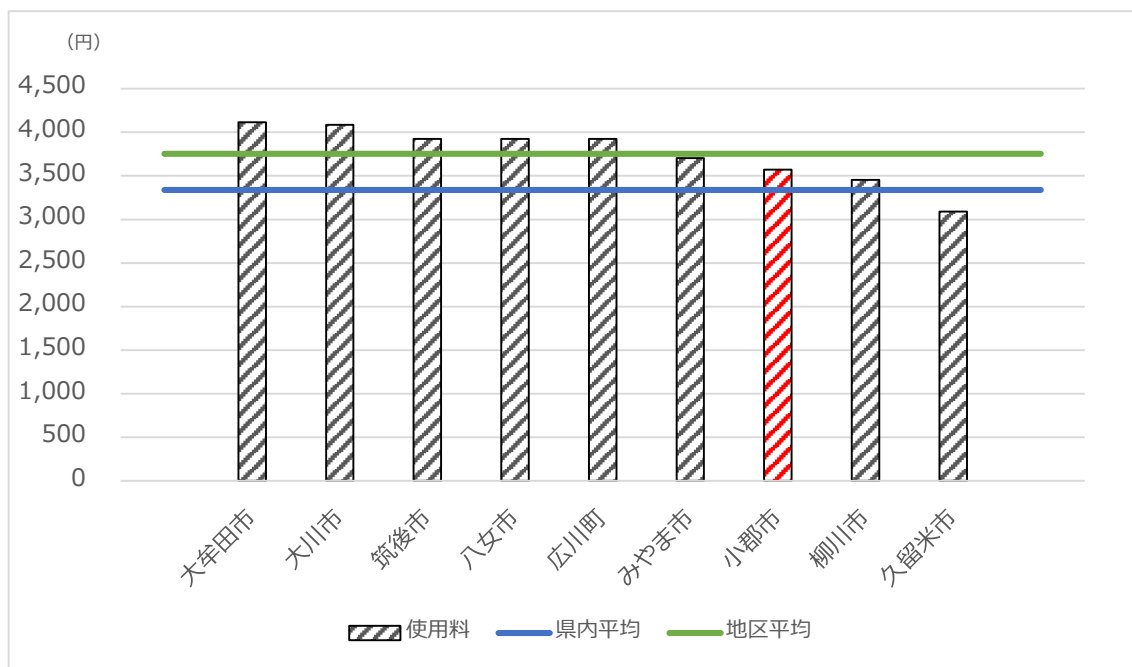
(参考) 筑後地区公共下水道事業の家庭用使用料一覧 (税込)

自治体名	20 m ³ /月の使用料	自治体名	20 m ³ /月の使用料
大牟田市	4,114 円	みやま市	3,705 円
大川市	4,085 円	小郡市	3,570 円
筑後市	3,925 円	柳川市	3,454 円
八女市	3,925 円	久留米市	3,091 円
広川町	3,924 円		

県内平均	3,338 円	地区平均	3,755 円
------	---------	------	---------

※福岡県の下水道 (令和 5 年度) より

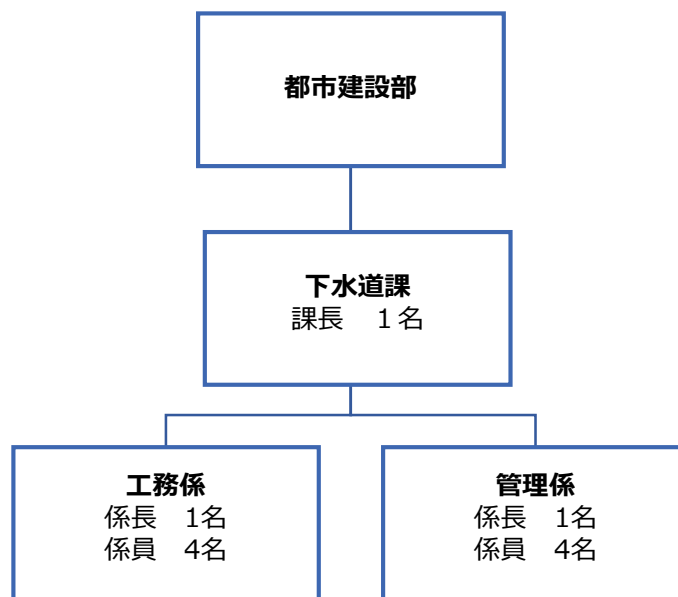
※定額制のうきは市、大刀洗町は含んでいない。



③組織

職員数	11 名 損益勘定職員：7 名（課長 1 名、係長 1 名、係員 5 名）* 資本勘定職員：4 名（係長 1 名、係員 3 名）
事業運営組織	下水道課の組織図は下図のとおりです。

*うち 1 名は工務係係員



令和 6 年 4 月 1 日現在



(2) 経営の効率化と健全化に向けた取組み

①災害対策等の状況

防災対策	ア 下水道 BCP	災害発生時に重要業務への影響を最小限に抑え、業務継続・早期復旧を目的とした下水道 BCP（下水道事業の業務継続計画）を策定し、危機管理体制の強化を図っています。
------	-----------	--

②民間活力等の活用

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	マンホール形式ポンプ場に係る管理業務を委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱、下水汚泥、発電等）*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組みを指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組みを指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営指標の概要

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
—	55.98	95.56	89.01	3,570

人口(人)	面積(k㎡)	人口密度(人/k㎡)
59,615	45.51	1309.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(k㎡)	処理区域内人口密度(人/k㎡)
56,631	13.16	4303.27

【類似団体区分：Bd1 とは・・・】

- ・処理区域内人口区分：3 万人以上
- ・処理区域内人口密度区分：50 人/ha 未満
- ・供用開始後年数別区分：30 年以上

※経営比較分析表（令和 5 年度決算）より

経営の健全性・効率性に関する指標

① 経常収支比率（％）		望ましい向き：↑																		
算定式	経常収支比率＝（経常収益／経常費用）×100																			
指標の説明	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表しています。単年度の収支が黒字であることを示す 100％以上となっていることが必要です。数値が 100％未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組みが必要となります。																			
分析結果	経常収支比率は 100％を下回っている状態です。将来的な人口減少による下水道使用料収入の減少及び物価上昇によるコストの増加が見込まれることから、今後も経費の節減、下水道使用料の適正化等に努め、経営の健全化を図っていく必要があります。																			
	小都市 類団平均 R5全国平均【105.91】 <table><tr><td></td><td>R01</td><td>R02</td><td>R03</td><td>R04</td><td>R05</td></tr><tr><td>小都市</td><td>100.01</td><td>91.97</td><td>98.56</td><td>98.53</td><td>98.06</td></tr><tr><td>類団平均</td><td>106.99</td><td>107.85</td><td>108.04</td><td>107.49</td><td>107.64</td></tr></table>			R01	R02	R03	R04	R05	小都市	100.01	91.97	98.56	98.53	98.06	類団平均	106.99	107.85	108.04	107.49	107.64
		R01	R02	R03	R04	R05														
小都市	100.01	91.97	98.56	98.53	98.06															
類団平均	106.99	107.85	108.04	107.49	107.64															
	<table><tr><td></td><td>R01</td><td>R02</td><td>R03</td><td>R04</td><td>R05</td></tr><tr><td>小都市</td><td>100.01</td><td>91.97</td><td>98.56</td><td>98.53</td><td>98.06</td></tr><tr><td>類団平均</td><td>106.99</td><td>107.85</td><td>108.04</td><td>107.49</td><td>107.64</td></tr></table>			R01	R02	R03	R04	R05	小都市	100.01	91.97	98.56	98.53	98.06	類団平均	106.99	107.85	108.04	107.49	107.64
	R01	R02	R03	R04	R05															
小都市	100.01	91.97	98.56	98.53	98.06															
類団平均	106.99	107.85	108.04	107.49	107.64															



② 流動比率 (%)		望ましい向き：↑																		
算定式	流動比率 = (流動資産／流動負債) ×100																			
指標の説明	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。																			
分析結果	流動比率は100%を下回っています。これは本市が令和5年度決算時点で下水道面整備事業を推し進めている段階にあり、その財源の一部を企業債の借入により調達しているために流動負債が多いことが要因と考えられます。なお、企業債の償還原資には一般会計繰入金や下水道使用料収入を充てるため、返済に支障はありません。																			
	小郡市 類団平均 R5全国平均【78.43】 <table><tr><td></td><td>R01</td><td>R02</td><td>R03</td><td>R04</td><td>R05</td></tr><tr><td>小郡市</td><td>60.89</td><td>67.54</td><td>67.23</td><td>71.14</td><td>74.16</td></tr><tr><td>類団平均</td><td>68.18</td><td>67.93</td><td>68.53</td><td>69.18</td><td>76.32</td></tr></table>			R01	R02	R03	R04	R05	小郡市	60.89	67.54	67.23	71.14	74.16	類団平均	68.18	67.93	68.53	69.18	76.32
		R01	R02	R03	R04	R05														
小郡市	60.89	67.54	67.23	71.14	74.16															
類団平均	68.18	67.93	68.53	69.18	76.32															

③ 企業債残高対事業規模比率（％）		望ましい向き：↓																		
算定式	企業債残高対 事業規模比率＝（企業債現在高合計－一般会計負担額）／ （営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100																			
指標の説明	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。明確な数値基準はなく、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、投資規模や使用料水準は適切かといった分析を行った上で、経営改善を図っていく必要があります。																			
分析結果	企業債残高対事業規模比率については類似団体と比較すると低い状態にあり、前年度と比較しても減少しています。しかしながら、経常収支比率や経費回収率が100％を下回っている現状を踏まえると、今後も投資規模や料金水準が適切であるかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。																			
	1,000.00 800.00 600.00 400.00 200.00 0.00 ■ 小郡市 ● 類団平均 R5全国平均【630.82】 <table><thead><tr><th></th><th>R01</th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th></tr></thead><tbody><tr><td>小郡市</td><td>433.51</td><td>534.24</td><td>555.05</td><td>550.99</td><td>510.56</td></tr><tr><td>類団平均</td><td>847.44</td><td>857.88</td><td>825.10</td><td>789.87</td><td>749.43</td></tr></tbody></table>			R01	R02	R03	R04	R05	小郡市	433.51	534.24	555.05	550.99	510.56	類団平均	847.44	857.88	825.10	789.87	749.43
		R01	R02	R03	R04	R05														
小郡市	433.51	534.24	555.05	550.99	510.56															
類団平均	847.44	857.88	825.10	789.87	749.43															
<table><thead><tr><th></th><th>R01</th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th></tr></thead><tbody><tr><td>小郡市</td><td>433.51</td><td>534.24</td><td>555.05</td><td>550.99</td><td>510.56</td></tr><tr><td>類団平均</td><td>847.44</td><td>857.88</td><td>825.10</td><td>789.87</td><td>749.43</td></tr></tbody></table>			R01	R02	R03	R04	R05	小郡市	433.51	534.24	555.05	550.99	510.56	類団平均	847.44	857.88	825.10	789.87	749.43	
	R01	R02	R03	R04	R05															
小郡市	433.51	534.24	555.05	550.99	510.56															
類団平均	847.44	857.88	825.10	789.87	749.43															

④ 経費回収率 (%)		望ましい向き：↑																	
算定式	経費回収率＝（下水道使用料／汚水処理費＊）×100 ＊公費負担分除く																		
指標の説明	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。																		
分析結果	経費回収率は 100%を下回っている状態です。将来的な人口減少による下水道使用料収入の減少及び物価上昇によるコストの増加が見込まれることから、今後も汚水処理費の節減、下水道使用料の適正化等に努め、経営の健全化を図っていく必要があります。																		
	<table><thead><tr><th></th><th>R01</th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th></tr></thead><tbody><tr><td>小都市</td><td>95.51</td><td>85.81</td><td>93.43</td><td>91.98</td><td>92.01</td></tr><tr><td>類団平均</td><td>94.69</td><td>94.97</td><td>97.07</td><td>98.06</td><td>98.46</td></tr></tbody></table>			R01	R02	R03	R04	R05	小都市	95.51	85.81	93.43	91.98	92.01	類団平均	94.69	94.97	97.07	98.06
	R01	R02	R03	R04	R05														
小都市	95.51	85.81	93.43	91.98	92.01														
類団平均	94.69	94.97	97.07	98.06	98.46														

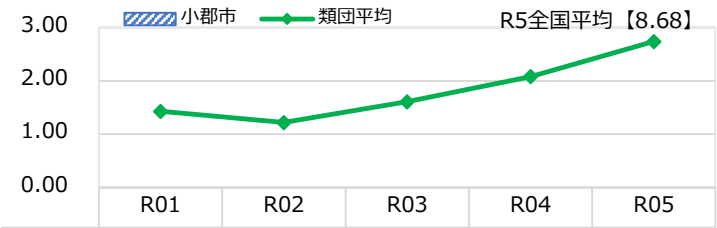
⑤ 汚水処理原価 (円)		望ましい向き : ↓												
算定式	汚水処理原価 = 汚水処理費* / 年間有収水量 *公費負担分除く													
指標の説明	有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。明確な数値基準はなく、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析した上で、経営改善に向けた取組みが必要となります。													
分析結果	汚水処理原価は類似団体と比較して高い状態が続いています。これは、本市に関連する流域下水道の維持管理負担金の処理単価が高く、費用構成の大半を占めていることが要因と考えられます。今後も維持管理負担金単価の改善を働きかけるとともに、下水道未接続世帯への接続促進を行うことにより水洗化率の向上を図ったり、その他の経費を節減したりすることで、汚水処理原価の低減に努めていく必要があります。													
	300.00 200.00 100.00 0.00 小都市 類団平均 R5 全国平均【138.75】 R01 R02 R03 R04 R05 <table><tr><td>小都市</td><td>191.66</td><td>211.91</td><td>194.35</td><td>196.84</td><td>198.58</td></tr><tr><td>類団平均</td><td>159.78</td><td>159.49</td><td>157.81</td><td>157.37</td><td>157.45</td></tr></table>		小都市	191.66	211.91	194.35	196.84	198.58	類団平均	159.78	159.49	157.81	157.37	157.45
	小都市	191.66	211.91	194.35	196.84	198.58								
類団平均	159.78	159.49	157.81	157.37	157.45									



⑥ 水洗化率（％）		望ましい向き：↑																		
算定式	水洗化率＝（現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口）×100																			
指標の説明	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100％となっていることが望ましいとされます。一般的に数値が 100％未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の増加を図るため、水洗化率向上の取組みが必要となります。																			
分析結果	水洗化率は類似団体と同水準となっていますが、公共用水域の水質保全や汚水処理の適正化及び下水道使用料収入の向上を図るため、水洗化促進の取組みを今後も強化していく必要があります。																			
	R5全国平均【95.91】 <table><thead><tr><th></th><th>R01</th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th></tr></thead><tbody><tr><td>小郡市</td><td>91.24</td><td>91.45</td><td>92.02</td><td>92.07</td><td>92.66</td></tr><tr><td>類似平均</td><td>92.62</td><td>92.72</td><td>92.88</td><td>92.90</td><td>92.89</td></tr></tbody></table>			R01	R02	R03	R04	R05	小郡市	91.24	91.45	92.02	92.07	92.66	類似平均	92.62	92.72	92.88	92.90	92.89
		R01	R02	R03	R04	R05														
小郡市	91.24	91.45	92.02	92.07	92.66															
類似平均	92.62	92.72	92.88	92.90	92.89															

老朽化の状況に関する指標

① 有形固定資産減価償却率（％）		望ましい方向：↓																		
算定式	有形固定資産の減価償却率＝ （有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価）×100																			
指標の説明	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化度合を示す指標です。明確な数値基準はなく、経年比較や類似団体との比較等により自団体の状況を把握・分析する必要があります。一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。																			
分析結果	有形固定資産減価償却率は類似団体と比較すると低い状態にあり、資産の老朽化はそれほど進んでいません。これは、本市の資産が流域関連公共下水道のみで処理場等を保有しておらず、資産の大半が耐用年数の長い管渠であるためです。今後は更新時期を迎える資産が漸次増加していくことから、将来の更新需要を見据え、引き続き長寿命化対策を含む計画的な改築や更新及び維持管理を行い、老朽化施設の適正かつ効率的な管理を行っていく必要があります。																			
	<table><thead><tr><th></th><th>R01</th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th></tr></thead><tbody><tr><td>小郡市</td><td>8.24</td><td>10.74</td><td>13.18</td><td>15.58</td><td>17.79</td></tr><tr><td>類似平均</td><td>26.36</td><td>23.79</td><td>25.66</td><td>27.46</td><td>29.93</td></tr></tbody></table>			R01	R02	R03	R04	R05	小郡市	8.24	10.74	13.18	15.58	17.79	類似平均	26.36	23.79	25.66	27.46	29.93
		R01	R02	R03	R04	R05														
小郡市	8.24	10.74	13.18	15.58	17.79															
類似平均	26.36	23.79	25.66	27.46	29.93															
<table><tbody><tr><td>小郡市</td><td>8.24</td><td>10.74</td><td>13.18</td><td>15.58</td><td>17.79</td></tr><tr><td>類似平均</td><td>26.36</td><td>23.79</td><td>25.66</td><td>27.46</td><td>29.93</td></tr></tbody></table>		小郡市	8.24	10.74	13.18	15.58	17.79	類似平均	26.36	23.79	25.66	27.46	29.93							
小郡市	8.24	10.74	13.18	15.58	17.79															
類似平均	26.36	23.79	25.66	27.46	29.93															

② 管渠老朽化率（％）		望ましい向き：↓																		
算定式	管渠老朽化率＝ （法定耐用年数を経過した管渠延長／下水道布設延長）×100																			
指標の説明	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示します。明確な数値基準はなく、経年比較や類似団体との比較等により自団体の状況を把握・分析した上で、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要があります。一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数を経過した管渠が多いことを示しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。																			
分析結果	管渠についてカメラ調査を実施した結果、現時点では更新の必要はありません。ただし、今後は更新時期を迎える資産が漸次増加していくことから、将来の更新需要を見据え、引き続き計画的に事業を進める必要があります。																			
																				
	<table><tr><td></td><td>R01</td><td>R02</td><td>R03</td><td>R04</td><td>R05</td></tr><tr><td>小都市</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr><tr><td>類団平均</td><td>1.43</td><td>1.22</td><td>1.61</td><td>2.08</td><td>2.74</td></tr></table>			R01	R02	R03	R04	R05	小都市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	類団平均	1.43	1.22	1.61	2.08	2.74
		R01	R02	R03	R04	R05														
小都市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00															
類団平均	1.43	1.22	1.61	2.08	2.74															
<table><tr><td></td><td>R01</td><td>R02</td><td>R03</td><td>R04</td><td>R05</td></tr><tr><td>小都市</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr><tr><td>類団平均</td><td>1.43</td><td>1.22</td><td>1.61</td><td>2.08</td><td>2.74</td></tr></table>			R01	R02	R03	R04	R05	小都市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	類団平均	1.43	1.22	1.61	2.08	2.74	
	R01	R02	R03	R04	R05															
小都市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00															
類団平均	1.43	1.22	1.61	2.08	2.74															



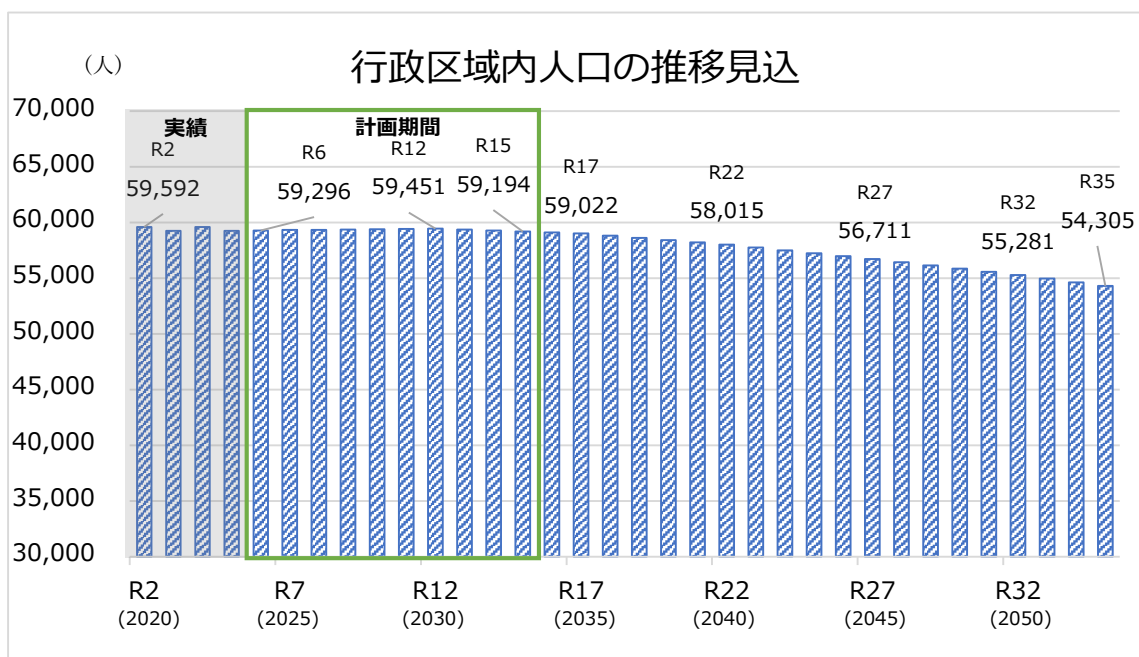
3. 将来の事業環境

(1) 行政区域内人口の予測

本市では、高度経済成長期に当たる昭和 45（1970）年～昭和 50（1975）年に人口が急増し、その後も大規模な住宅開発に伴い増加しています。

平成 23（2011）年に策定された、第 5 次小郡市総合振興計画では、目標年次である令和 2（2020）年の人口は 60,000 人を超えると推計されていましたが、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計では、令和 2（2020）年をピークに緩やかに減少していくと考えられています。

本経営戦略では、社人研推計に準拠し、住宅開発による計画人口の増加等を加味した小郡市人口ビジョンの推計を基に、令和 6 年度以降は次のとおり行政区域内人口が推移するものと見込んでいます。

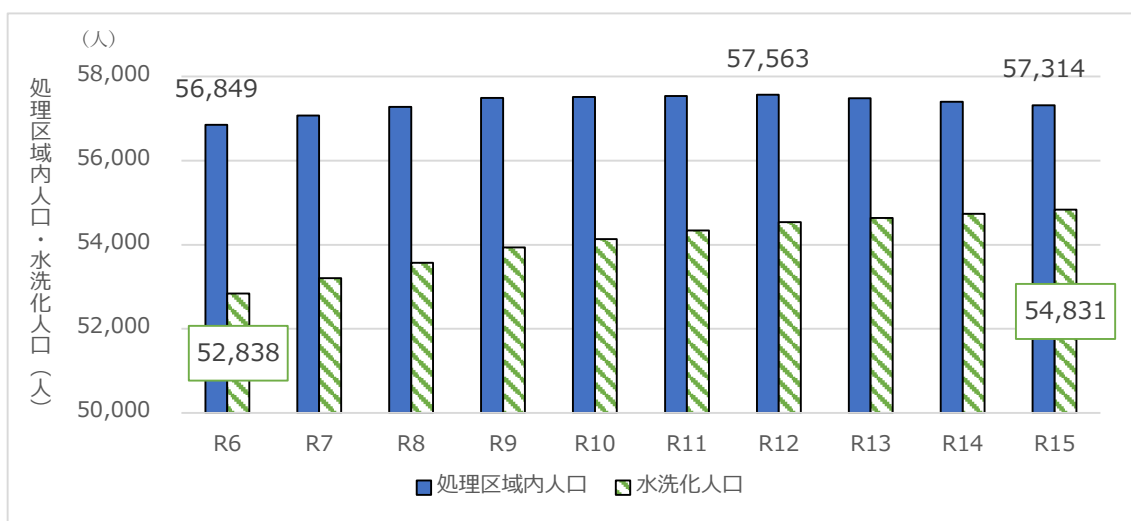


(2) 処理区域内人口・水洗化人口の予測

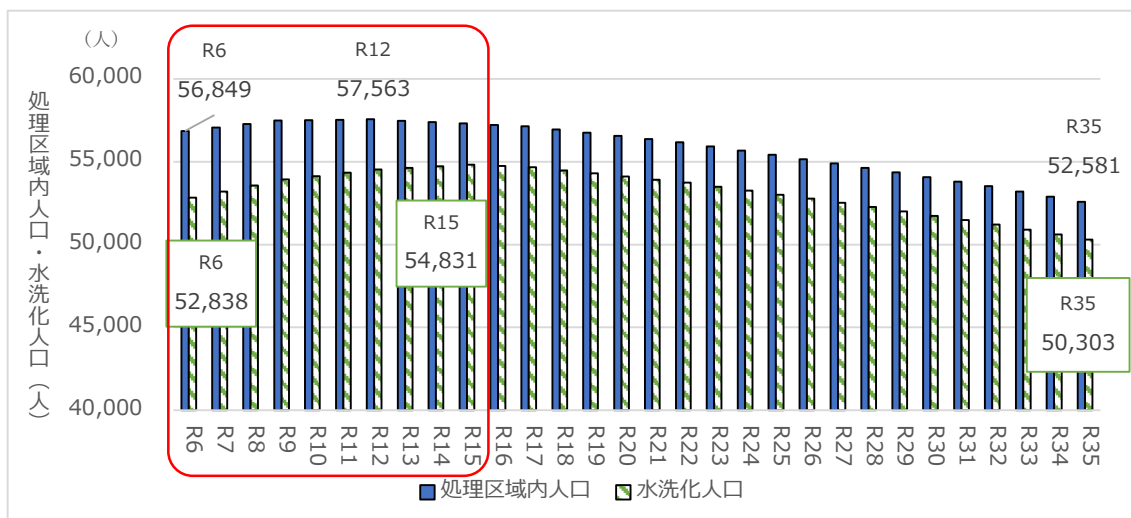
本市の公共下水道事業は、今後も污水管渠整備事業を予定していることから、新規供用開始に伴う処理区域内人口の増加要素を見込んでいます。また、水洗化率（水洗化人口／処理区域内人口）は、令和 5 年度末時点で、92.66%と、類似団体平均 92.89%と同程度となっています。

今後の水洗化人口は、令和 9 年度面整備の概成により令和 15 年度頃まで増加すると見込んでいますが、その後は行政区域内人口の減少に伴い、減少に転じるものと見込んでいます。

【計画期間】 令和 6 年度から令和 15 年度の 10 年間



【試算期間】 令和 6 年度から令和 35 年度の 30 年間



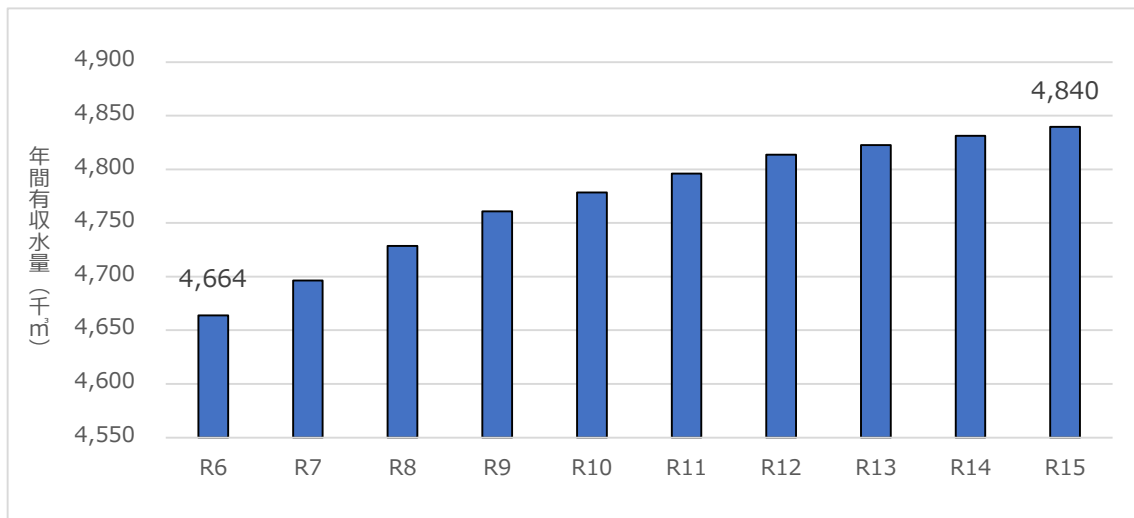


(3) 有収水量の予測

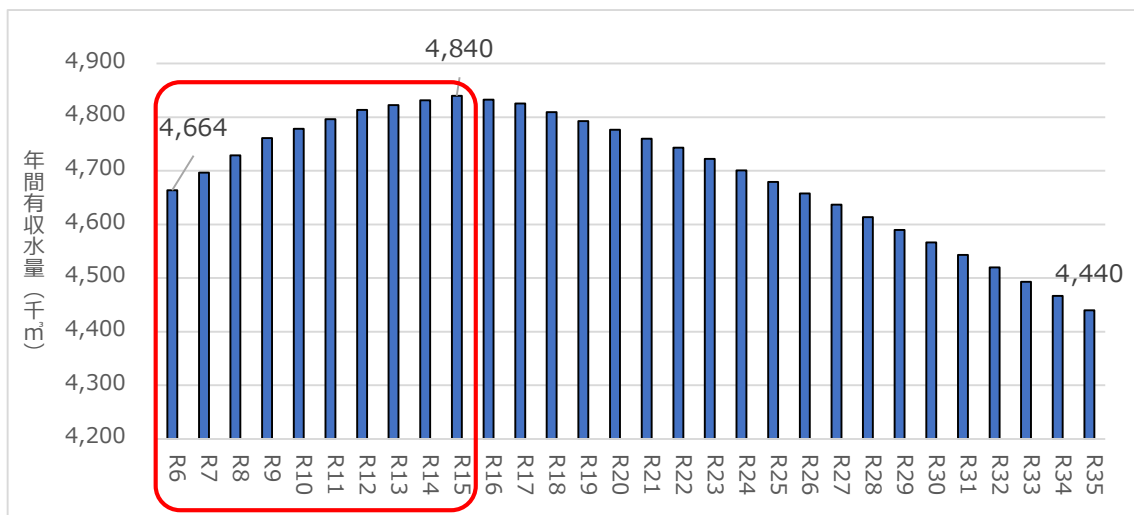
有収水量は、前述の水洗化人口と一人あたり有収水量より推計しています。なお、一人あたり有収水量について、近年は増減の傾向が見られないことから令和 5 年度実績を基に一定の水量としています。

水洗化人口の増加に伴い令和 15 年度頃まで増加し、その後は減少に転じる見込みです。

【計画期間】 令和 6 年度から令和 15 年度の 10 年間



【試算期間】 令和 6 年度から令和 35 年度の 30 年間

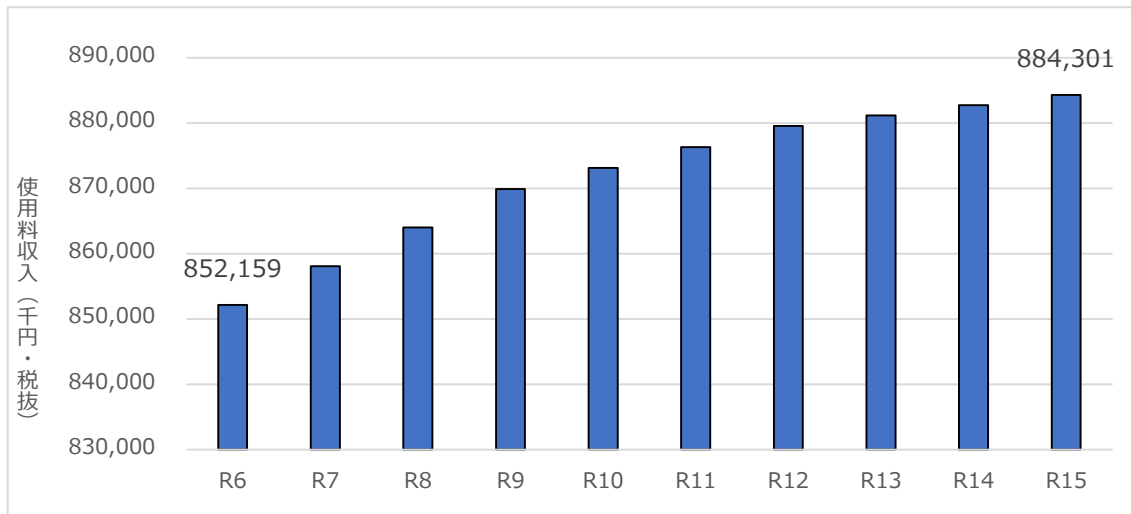


(4) 使用料収入の見通し

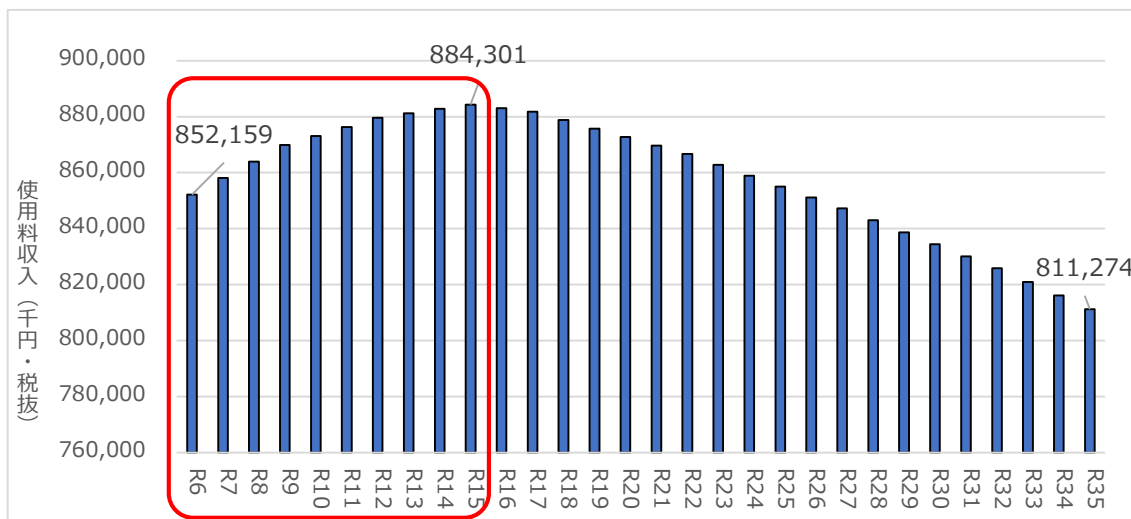
下水道使用料については、前述の有収水量と令和 5 年度の実績単価より推計しています。

有収水量の増加に伴い令和 15 年度頃まで増加し、その後は減少に転じる見込みです。

【計画期間】 令和 6 年度から令和 15 年度の 10 年間



【試算期間】 令和 6 年度から令和 35 年度の 30 年間





(5) 施設の見通し

本市の公共下水道事業は、流域関連の公共下水道として 2 つの処理区に分け事業を実施しており、宝満川流域は昭和 60 年度、筑後川中流右岸流域は平成 6 年度から事業を開始し、宝満川流域は昭和 63 年度、筑後川中流右岸流域は平成 15 年度からそれぞれ供用を開始しています。

事業着手以来、順次整備を進めてきた公共下水道整備については、令和 9 年度末を目標に未普及地域の概成に取り組みます。概成後は、宅地化等の土地利用状況を勘案しながら引き続き整備促進に取り組みます。

また、耐用年数を経過する施設が増加することが見込まれるため、小郡市下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の長寿命化等による費用の縮減と平準化を図りながら、計画的な改築・更新に取り組みます。

億円（税込）

今後の施設整備

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
雨水	2.6	1.8	2.2	1.9	1.9	1.7	0	0	0	0
新設	2.6	1.8	2.2	1.9	1.9	1.7	0	0	0	0
更新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水	9.0	7.4	5.6	5.1	0.8	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5
新設	8.7	6.8	5.0	4.5	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
更新	0.3	0.6	0.6	0.6	0.3	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3
流域建設負担金	0.6	1.0	1.2	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
合計	12.2	10.2	9.0	8.1	4.1	5.4	3.7	3.7	3.8	3.8

※直接工事費（委託料、工事請負費等）のみ計上しているため、間接費（事務費等）は含んでいない。

(6) 組織の見通し

令和 6 年 4 月 1 日現在、下水道事業会計の職員数は 11 人（損益勘定職員：7 名、資本勘定職員：4 名）です。

今後は、事業の進捗に伴い業務量の減少が見込まれるため、業務量に見合った適正な職員数について検討を行い、効率的な組織運営を目指すとともに、専門性の高い企業会計業務や大雨等の災害への緊急対応など、様々な状況に対応しうる職員の育成を行う必要があります。

4. 経営の課題

小都市下水道事業の現状分析から見てくる経営課題は次のとおりです。

(1) 下水道使用料収入の確保

人口減少に伴い、将来的に下水道使用料の大幅な減収が見込まれることから、下水道施設を維持・更新していくための財源の確保が必要です。

(2) 水洗化率の向上

公共用水域の水質保全や生活環境の改善と、下水道使用料収入の確保のため、水洗化率の向上が必要です。

(3) 人口減少社会を見据えた設備投資

今後は、令和 9 年度面整備の概成により令和 15 年度頃まで水洗化人口は増加しますが、その後は行政区域内人口の減少に伴い水洗化人口も減少に転じると見込まれるため、有収水量及び使用料収入の減少が予測されます。

今後も、建設資材の高騰や人件費の上昇により施設整備費用が増加する見込みですが、下水道事業は使用料収入による独立採算の原則により運営していく必要があり、設備投資においても、今後の人口減少社会を見据えて維持管理や設備投資が過大とならないよう将来を見据えた整備を行っていく必要があります。

(4) 維持管理の効率化

管渠等の維持管理などに多額の費用がかかりますが、光熱水費や労務単価の上昇により維持管理費は増加し続けています。業務委託内容の検討や広域化等の取組みによる経営の効率化が必要です。



5. 経営の基本方針・目標

(1) 経営の基本方針

本市の豊かな自然環境である河川やため池などの水質汚染を防ぎ、安全で快適な市民生活を実現するために、下水道関連施設の整備と水洗化の促進を図るとともに、下水道財政の健全化を図ります。

公共下水道の整備促進

生活環境改善に大きく寄与する公共下水道（污水）整備については、令和 9 年度末を目標に未普及地域の概成に取り組み、概成後は宅地化等の土地利用状況を勘案した整備促進に取り組みます。

また、浸水被害の防除に寄与する公共下水道（雨水）整備については、大雨等による浸水被害を軽減するため、雨水幹線の整備に取り組みます。

水洗化の促進

水洗化率向上へ向け、市広報や各種イベントなどを活用し、引き続き普及啓発に努めます。

また、更なる効率的、効果的な普及促進活動を行うことを目的としてデータベース化した下水道台帳システムの水洗化情報を活用しながら、下水道未接続世帯に対し早期接続を促す取組みを進めていきます。

下水道施設の老朽化対策

今後、耐用年数を経過する施設が増加するため、修繕及び改築・更新等に要する費用が増加することが見込まれます。

小郡市下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の長寿命化等による費用の縮減と平準化を図ることが重要であるため、国の支援制度を活用した計画的な下水道施設の老朽化対策に取り組みます。

下水道財政の健全化

平成 29 年度より地方公営企業会計に移行し、会計方式を単式簿記会計から複式簿記会計へ切替えています。

今後も、下水道事業の債権管理の強化をはじめとした下水道使用料収入の確保や、事業運営にかかるコスト削減に努めるとともに、よりきめ細やかな経営分析を行いながら、計画的、効率的に下水道事業を進めていくための下水道財政経営基盤強化を図ります。

(2) 目標数値

項目	実績 令和 5 年度	中間目標 令和 10 年度	最終目標 令和 15 年度	設定方針
経費回収率	92.01%	95.00%	97.00%	接続促進及び費用削減の取組みにより、将来的に 100%以上を見据え向上に努めます。
水洗化率	92.66%	95.75%	98.90%	整備を完了した区域の未接続世帯への接続促進により、使用料収入の確保に努めます。

(3) 投資・財源・投資以外の経費に関する目標

「投資」・「財源」・「投資以外の経費」の 3 つの視点で目標設定をすることにより、数値目標の達成を目指します。

① 投資の目標に関する事項

公共下水道事業（污水事業）に関しては、令和 9 年度概成を目標年度としています。建設改良費については、令和 9 年度整備概成までの面整備予定額及び流域下水道事業建設負担金の推計値を計上しています。

② 財源の目標に関する事項

水洗化率向上による使用料収入の増加を目指します。

宝満川処理区は面整備が完了しており、水洗化率は令和 5 年度末で 98.90%と接続はほぼ完了している状況です。筑後川中流右岸処理区は、現在面整備を進めていることもあり、水洗化率は令和 5 年度末で 87.38%となっています。筑後川中流右岸処理区についても宝満川処理区同様に高い接続状況を目指し、接続促進に取り組んでいきます。

③ 投資以外の経費の目標に関する事項

令和 9 年度面整備概成に伴い、人員の適正配置の検討を行います。

工事量減少に伴い令和 10 年度より資本勘定職員 1 名減、受益者負担金に係る事務量減少に伴い令和 11 年度より損益勘定職員 1 名減を見込んでおり、業務量に見合った職員配置を行うことで費用の削減に取り組んでいきます。



6. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）の前提条件

収 益 的 収 入	営 業 収 益	料金収入	使用料単価（令和5年度実績）に有収水量を乗じて推計
		受託工事収益	計上なし
		その他	雨水処理に係る一般会計繰入金は支出見込みを基に計上 各種手数料等は令和5年度実績を基に見込額を計上
	営 業 外 収 益	他会計補助金	一般会計繰入金を計上
		その他補助金	収益的支出の財源となった国庫補助金を計上
		長期前受金戻入	固定資産の取得財源である補助金等の減価償却費等見合相当額を推計
		その他	福岡県流域下水道の維持管理負担金返還金は見込額により計上 その他については令和5年度実績を基に見込額を計上
	営 業 費 用	職員給与費	基本給、手当、共済費等を計上 物価上昇率として一部手当を除き年1%増加を見込み推計
		動力費	管渠費を見積もり計上 令和5年度実績を基に物価上昇率として年1%増加を見込み推計
		修繕費	管渠費、総係費を見積もり計上 令和5年度実績を基に物価上昇率として年1%増加を見込み推計
		材料費	令和5年度実績を基に管渠費を見積もり計上
		その他	管渠費、業務費、総係費を見積もり計上 物価上昇率として一部科目を除き年1%増加を見込み推計 福岡県流域下水道への維持管理負担金は負担金単価に有収水量を乗じて推計
		減価償却費	法定耐用年数に基づき個別に推計
	営 業 外 費 用	支払利息	企業債の元利償還見込に基づき、計画期間の償還利子を個別に算定
		その他	令和5年度実績を基に見込額を計上
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	企業債	投資計画により建設改良の財源に充てる企業債発行額を計上
		他会計出資金	計上なし
		他会計補助金	資本的支出の財源となる一般会計繰入金のうち、 国の示す基準額以外を計上
		他会計負担金	資本的支出の財源となる一般会計繰入金のうち、 国の示す基準額分を計上
		他会計借入金	計上なし
		国（都道府県）補助金	投資計画により建設改良の財源に充てる国庫補助金を計上
		固定資産売却代金	計上なし
		工事負担金	投資計画により建設改良の財源に充てる受益者負担金を計上
		その他	計上なし
	資 本 的 支 出	建設改良費	投資計画により計上 物価上昇率として一部科目を除き年1%増加を見込み推計
		企業債償還金	企業債の元利償還見込に基づき、計画期間の償還元金を個別に算定
		他会計長期借入返還金	計上なし
		他会計への支出金	計上なし
		その他	計上なし

(2) 投資・財政計画（現行計画試算）

前提条件に則り現状の運営を続けた場合の試算として現行計画を策定しています。

現行計画

千円

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収 益 的 収 入	1,672,326	1,722,627	1,688,090	1,720,787	1,687,254	1,704,298	1,709,652	1,713,994	1,734,442	1,723,635
収 益 的 支 出	1,672,295	1,722,600	1,688,067	1,720,768	1,687,239	1,704,288	1,709,646	1,713,993	1,734,445	1,723,643
当 年 度 純 利 益	31	27	23	19	15	10	6	1	△3	△8
資 金 残 高	464,624	391,108	306,518	220,065	184,956	183,378	268,299	378,257	509,635	671,081
経 費 回 収 率	92.37%	91.28%	93.35%	92.92%	95.18%	95.35%	95.77%	96.21%	95.78%	96.96%
使 用 料 収 入	852,159	858,110	863,996	869,899	873,109	876,334	879,560	881,172	882,753	884,301
汚 水 処 理 費	922,562	940,124	925,527	936,140	917,304	919,036	918,362	915,837	921,684	912,061
他会計繰入金（基準内）	449,348	494,351	469,148	496,239	481,101	486,759	490,420	496,227	502,421	490,003

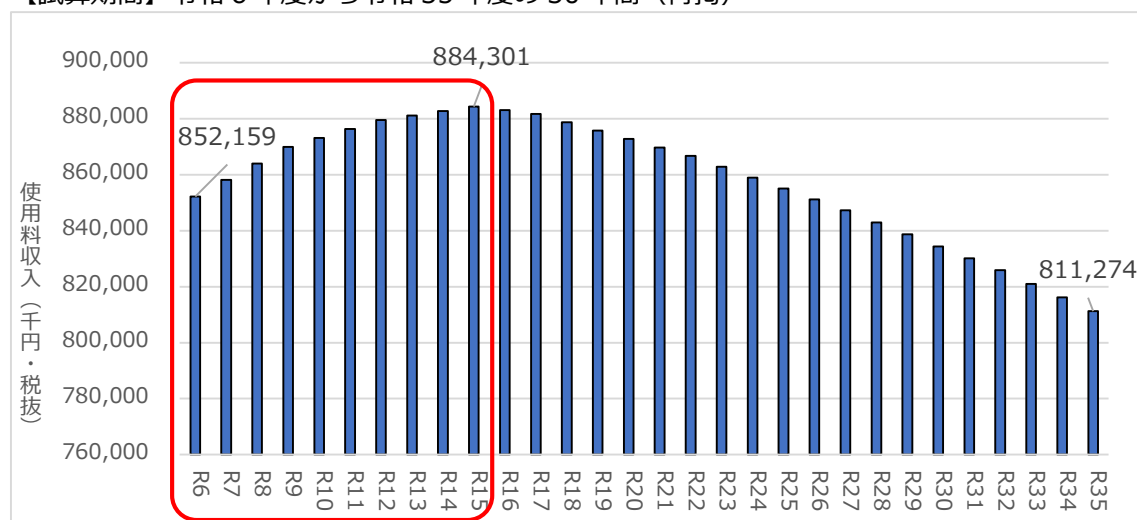
現行計画試算の結果

今回の試算により、計画期間内においては水洗化人口の増加により使用料収入は増加する見込みとなりましたが、物価上昇の影響に加えて面整備実施による維持管理費や減価償却費等のコストが増加することにより、損益については概ね収支均衡の見込みとなりました。

なお、今回の計画期間以降を見据えた長期的な視点では、物価の上昇は今後も続くためコストは増大していきませんが、面整備完了により令和 15 年度に使用料収入がピークに達した後、行政区内人口の減少に伴い減少傾向が続くことが予想されます。

本計画期間においては問題ありませんが、将来に備え現行の運営体制を見直し、経営の効率化を図るなど、改善が必要となっています。

【試算期間】 令和 6 年度から令和 35 年度の 30 年間（再掲）





(3) 投資・財政計画（改善計画）

改善の取組み

取組み① 水洗化率の向上	筑後川中流右岸処理区の水洗化率（令和 5 年度末：87.38％）について、宝満川処理区と同様の 98.90％を目指し、接続促進に取り組むことで、水洗化率向上による使用料収入の増加を目指します。
取組み② 人員配置の適正化	令和 9 年度面整備概成に伴い、業務量の減少が見込まれるため、令和 10 年度より資本勘定職員 1 名減、令和 11 年度より損益勘定職員 1 名減と想定し、人員の適正配置による費用の削減に取り組んでいきます。

改善計画

千円

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益的収入	1,674,384	1,726,796	1,694,388	1,729,255	1,697,855	1,709,916	1,717,244	1,723,540	1,745,926	1,737,060
収益的支出	1,674,353	1,726,769	1,694,365	1,729,236	1,697,840	1,709,906	1,717,238	1,723,539	1,745,929	1,737,068
当年度純利益	31	27	23	19	15	10	6	1	△3	△8
資金残高	464,712	391,285	306,783	220,419	191,421	195,864	287,351	403,818	541,645	709,481
経費回収率	92.39%	91.33%	93.42%	93.01%	95.26%	95.44%	95.87%	96.31%	95.89%	97.04%
使用料収入	855,094	864,045	872,947	881,915	888,124	894,349	900,591	905,187	909,719	914,218
汚水処理費	925,497	946,059	934,478	948,156	932,319	937,066	939,421	939,897	948,712	942,058
他会計繰入金（基準内）	448,471	492,584	466,494	492,691	476,455	474,130	476,749	481,526	486,706	473,279

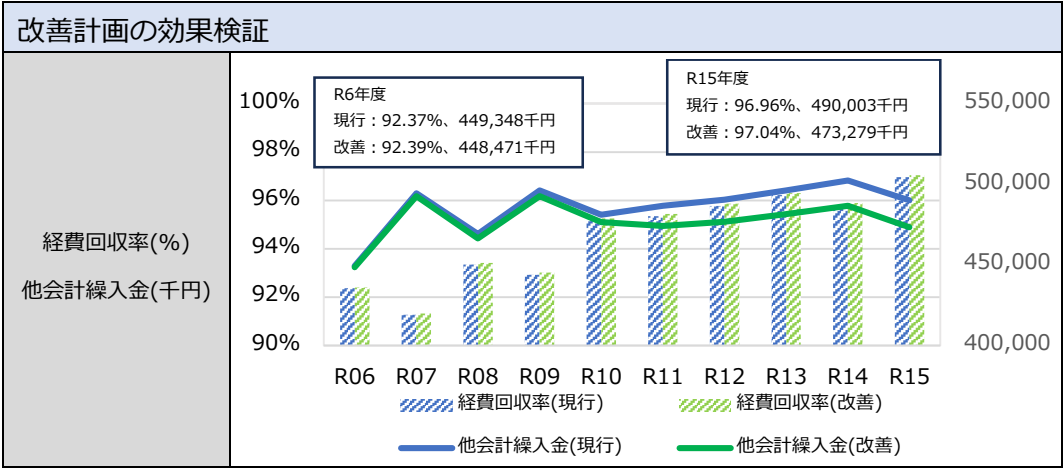
改善計画の結果

水洗化率の向上により使用料収入は本計画期間の 10 年間で約 1 億 6 千万円の増加が見込まれます。ただし、処理水量も増加するため、費用も増加することに留意する必要があります。人員配置の適正化の取組みでは、本計画期間の 10 年間で約 4 千万円の費用削減が見込めます。

改善の取組みにより費用が削減されるため、公費負担分として一般会計からの繰入額を抑えることができおり、市全体としても負担の軽減が見込める結果となりました。

収益、費用の改善により経費回収率は上がり、資金面も改善を見込むことができるため、改善の取組みを実施し、改善計画を採用していきます。

将来的に使用料収入の減少及び物価上昇によるコストの増加が続いた場合、財政状況が悪化し、使用料の改定も検討が必要となります。経費削減及び水洗化率向上に努めることで使用料改定を行った場合の住民 1 人当たりの負担増大を最小限に抑えられるよう、今後も改善に取り組んでいきます。



(4) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要

「投資」・「財源」・「投資以外の経費」の3つの視点での目標達成へ向け、次の取組みを進めていきます。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	本市では、上水道料金及び下水道使用料について、前者は三井水道企業団、後者は小郡市下水道課においてそれぞれ賦課徴収業務を行っていましたが、平成 29 年 6 月徴収分から上水道のみを使用水とする対象者について、上水道料金と下水道使用料の一体徴収を行っています。 このことにより、窓口一本化に伴う市民の利便性の向上、人件費や事務経費の削減、収納率の向上等の効果が出ているため、引き続き三井水道企業団と連携しながら、効率的、効果的な下水道運営に努めます。
投資の平準化に関する事項	小郡市下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の長寿命化等による費用の縮減と平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項（PPP・PFI など）	該当なし
その他の取組み	該当なし



② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する 事項	汚水処理費に対する経費回収率を見ると、令和 5 年度決算で 92.01%と使用料で回収すべき経費を全て賄えていない状況です。 投資と財源のバランスのとれた事業の継続のため、更なるコスト削減を行うことは当然ですが、財源となる下水道使用料の適正化に向け、本経営戦略の事後検証を行いながら、本経営戦略の 5 年ごとの見直しに合わせ、料金改定の必要性についても検討していきます。
資産活用による収入増加の 取組みについて	該当なし
その他の取組み	水洗化率向上へ向け、市広報・ホームページ等への掲載や下水道展の開催などにより普及啓発に努めるとともに、下水道台帳システムの水洗化情報を活用しながら、下水道未接続世帯に対して下水道への早期接続を促進するためハガキを送付するなど、効率的・効果的な普及促進を行います。 また、関係課と連携して滞納対策を強化し、経営基盤の安定化、利用者間の負担の公平を図ります。 さらに、公金収納事務のデジタル化について検討を進め、納付手段の多様化による市民の利便性の向上や、公金収納事務の効率化・合理化に努めるとともに、収納率の向上による財源の確保につなげていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	現在、マンホールポンプ場に係る管理業務を委託していますが、委託業務の範囲の拡大や包括的業務委託の導入等について、他自治体の事例を参考にしながら検討を進め、適正かつ効率的な施設管理の継続に努めます。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	小郡市下水道ストックマネジメント計画に基づく、計画的な改築・更新により、修繕費の抑制を図ります。
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組み	該当なし



7. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

(1) 進捗管理と取組みの検証

本経営戦略の策定後は、毎年度の決算と投資財政計画との差異を検証するとともに、目標や取組内容の達成状況を確認し、翌年度以降の経営活動に反映させていきます。

また、毎年度の検証を継続する中で P D C A サイクルを効果的に回しながら、絶えず改善を図っていきます。

下水道事業を取り巻く環境は、社会情勢や自然条件等により目まぐるしく変わっていくことが想定されることから、より実態に即した計画となるよう 5 年ごとに見直しを行います。



参考 改善収支計画（総務省様式）

(1) 収益的収支

区 分		年 度										(単位:千円, %)		
		実績	R4	実績	R5	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目			7年目
収 入	1. 営 業 収 入	(A)	874,115	868,558	899,609	935,377	899,779	911,261	919,732	928,508	937,043	941,577	945,966	950,300
	(1) 料 金 収 入	(B)	847,168	846,256	855,094	864,045	872,947	881,915	888,124	894,349	900,591	905,187	909,719	914,218
	(2) 受 託 工 事 収 入	(C)												
	(3) そ の 他 収 入	(D)	26,947	22,302	44,515	71,332	26,832	29,346	31,608	34,159	36,452	36,390	36,247	36,082
	2. 営 業 外 収 入	(E)	735,472	724,470	774,775	791,419	794,609	817,994	778,123	781,408	780,201	781,963	799,960	786,760
	(1) 補 助 金	(F)	350,791	344,204	280,876	313,972	311,075	341,463	308,070	309,137	326,119	342,952	380,856	348,515
	他 社 計 補 助 金	(G)	344,450	339,204	261,126	277,972	296,075	318,963	308,070	309,137	326,119	342,952	353,356	348,515
	そ の 他 補 助 金	(H)	6,341	5,000	19,750	36,000	15,000	22,500					7,500	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(I)	347,956	348,867	461,954	445,501	459,388	445,385	438,908	441,126	422,936	407,866	407,959	407,100
	(3) そ の 他 収 入	(J)	36,725	31,399	31,945	31,946	31,146	31,145	31,145	31,145	31,145	31,145	31,145	31,145
収 入 の 計	1. 営 業 収 入	(K)	1,609,587	1,593,028	1,674,384	1,726,796	1,694,388	1,729,255	1,697,855	1,709,916	1,717,244	1,723,540	1,745,926	1,737,060
	2. 営 業 外 収 入	(L)	1,489,014	1,490,229	1,546,778	1,602,018	1,581,691	1,621,264	1,596,609	1,614,423	1,625,694	1,635,028	1,659,134	1,652,401
	収 入 の 計	(M)	3,098,601	3,083,257	3,221,162	3,328,814	3,276,079	3,350,519	3,293,464	3,326,525	3,342,938	3,349,234	3,385,060	3,393,461
	1. 職 員 給 付 費	(N)	46,963	47,360	47,823	48,287	48,756	49,230	49,709	43,169	43,610	44,035	44,465	44,898
	2. 経 費	(O)	25,720	24,755	25,003	25,254	25,507	25,763	26,021	22,527	22,753	22,981	23,211	23,444
	3. 修 繕 費	(P)	21,243	22,605	22,820	23,033	23,249	23,467	23,688	20,662	20,857	21,054	21,254	21,454
	4. 減 価 償 却 費	(Q)	650,194	642,766	690,085	728,778	689,165	711,421	670,707	687,914	690,367	694,969	714,542	704,104
	5. 支 払 金	(R)	4,689	3,983	4,023	4,064	4,105	4,147	4,189	4,231	4,274	4,317	4,361	4,405
	6. そ の 他 費	(S)	10,269	9,584	9,871	9,969	10,069	10,170	10,272	10,375	10,478	10,582	10,688	10,795
	7. 減 価 償 却 費	(T)	635,227	629,190	676,182	714,736	674,982	697,095	656,237	673,299	675,606	680,061	699,484	688,895
支 出 の 計	1. 営 業 収 入	(U)	791,857	800,103	808,870	824,953	843,770	860,613	876,193	883,320	891,717	896,024	900,127	903,399
	2. 営 業 外 収 入	(V)	144,623	134,281	127,575	124,751	112,674	107,972	101,231	95,483	91,544	88,511	86,795	84,667
	3. 支 払 金	(W)	141,512	130,816	121,172	114,565	108,609	103,220	98,518	92,764	88,819	85,780	83,376	81,923
	4. そ の 他 費	(X)	3,111	3,465	6,403	10,186	4,065	4,752	2,713	2,719	2,725	2,731	3,419	2,744
	5. 支 出 の 計	(Y)	1,633,637	1,624,510	1,674,353	1,726,769	1,694,365	1,729,236	1,697,840	1,709,906	1,717,238	1,723,539	1,745,929	1,737,068
	6. 常 損 益	(Z)	△ 24,050	△ 31,482	31	27	23	19	15	10	6	1	△ 3	△ 8
	7. 利 益	(AA)	△ 30,722	△ 37,489										
	8. 損 失	(AB)												
	9. 特 別 損 失	(AC)												
	10. 特 別 損 失	(AD)												
繰 越 利 益 剰 余 金	1. 営 業 収 入	(AE)	6,672	6,007	31	27	23	19	15	10	6	1	△ 3	△ 8
	2. 繰 越 利 益 剰 余 金	(AF)	353,985	359,992	360,023	360,050	360,073	360,092	360,107	360,117	360,123	360,124	360,121	360,113
	3. 繰 越 利 益 剰 余 金	(AG)	700,115	720,815	600,098	513,712	421,407	326,774	282,328	286,771	378,258	494,725	632,552	800,388
	4. 繰 越 利 益 剰 余 金	(AH)	125,103	154,181	163,634	152,275	144,772	136,503	121,055	121,055	121,055	121,055	121,055	121,055
	5. 繰 越 利 益 剰 余 金	(AI)	984,089	971,986	983,681	989,058	996,806	936,940	924,224	836,947	816,504	791,129	755,214	720,629
	6. 繰 越 利 益 剰 余 金	(AJ)	786,371	798,477	810,108	815,420	823,104	763,172	738,218	657,311	629,379	605,275	570,822	536,368
	7. 繰 越 利 益 剰 余 金	(AK)	188,711	164,300	164,300	164,300	164,300	164,300	177,053	171,234	178,667	177,340	175,820	175,631
	8. 繰 越 利 益 剰 余 金	(AL)												
	9. 繰 越 利 益 剰 余 金	(AM)												
	10. 繰 越 利 益 剰 余 金	(AN)												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 収 入 の 額	1. 営 業 収 入	(AO)	874,115	868,558	899,609	935,377	899,779	911,261	919,732	928,508	937,043	941,577	945,966	950,300
	2. 営 業 外 収 入	(AP)												
	3. 営 業 外 収 入	(AQ)												
	4. 営 業 外 収 入	(AR)												
	5. 営 業 外 収 入	(AS)												
	6. 営 業 外 収 入	(AT)												
	7. 営 業 外 収 入	(AU)												
	8. 営 業 外 収 入	(AV)												
	9. 営 業 外 収 入	(AW)												
	10. 営 業 外 収 入	(AX)												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 収 入 の 額	1. 営 業 収 入	(AY)												
	2. 営 業 外 収 入	(AZ)												
	3. 営 業 外 収 入	(BA)												
	4. 営 業 外 収 入	(BB)												
	5. 営 業 外 収 入	(BC)												
	6. 営 業 外 収 入	(BD)												
	7. 営 業 外 収 入	(BE)												
	8. 営 業 外 収 入	(BF)												
	9. 営 業 外 収 入	(BG)												
	10. 営 業 外 収 入	(BH)												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 収 入 の 額	1. 営 業 収 入	(BI)												
	2. 営 業 外 収 入	(BJ)												
	3. 営 業 外 収 入	(BK)												
	4. 営 業 外 収 入	(BL)												
	5. 営 業 外 収 入	(BM)												
	6. 営 業 外 収 入	(BN)												
	7. 営 業 外 収 入	(BO)												
	8. 営 業 外 収 入	(BP)												
	9. 営 業 外 収 入	(BQ)												
	10. 営 業 外 収 入	(BR)												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 22 条 により 算 定 し た 収 入 の 額	1. 営 業 収 入	(BS)												
	2. 営 業 外 収 入	(BT)												
	3. 営 業 外 収 入	(BU)												
	4. 営 業 外 収 入	(BV)												
	5. 営 業 外 収 入	(BW)												
	6. 営 業 外 収 入	(BX)												
	7. 営 業 外 収 入	(BY)												
	8. 営 業 外 収 入	(BZ)												
	9. 営 業 外 収 入	(CA)												
	10. 営 業 外 収 入	(CB)												



(2) 資本の収支

区 分		年 度										(単位: 千円)	
区 分	年 度	実績	実績	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
資本	1. 企業	612,447	804,477	1,035,534	941,441	840,539	731,380	415,190	493,410	397,946	398,908	399,970	401,032
	うち資本費平準化債	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	2. 他会計出資金	143,199	143,136										
	3. 他会計補助金		14,100	120,000									
	4. 他会計負担金		776	143,820	144,270	144,578	145,372	137,767	131,824	115,167	103,174	98,093	89,672
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	113,380	69,673	128,400	175,155	166,779	184,599	105,863	183,068	104,461	105,205	105,948	106,692
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	40,065	64,765	41,450	33,203	24,356	21,481	1,317	1,525	1,421	1,491	1,561	1,631
	9. その他												
計 (A)		909,091	1,096,927	1,469,204	1,294,069	1,176,252	1,082,832	660,137	814,827	618,995	608,778	605,572	599,027
資本	(A)のうち翌年度へ繰り越さ												
	れる支出の財源充当額 (B)	8,807	11,440										
	純計 (A)-(B) (C)	900,284	1,085,487	1,469,204	1,294,069	1,176,252	1,082,832	660,137	814,827	618,995	608,778	605,572	599,027
	1. 建設改良費	605,489	779,945	1,247,897	1,043,301	927,264	844,862	429,464	567,204	389,502	393,167	396,836	400,506
	うち職員給与費	21,659	26,124	26,367	26,612	26,859	27,109	20,522	20,714	20,907	21,101	21,299	21,499
	2. 企業償還金	770,519	786,371	798,477	810,108	815,420	823,104	763,172	738,218	657,311	629,379	605,275	570,822
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
	計 (D)	1,376,008	1,566,316	2,046,374	1,853,409	1,742,684	1,668,066	1,192,636	1,305,422	1,046,813	1,022,546	1,002,111	971,328
資本的収入額が資本的支出額に		(E)	475,724	480,829	577,170	559,340	585,234	532,499	490,595	427,818	413,768	396,539	372,301
不足する額 (D)-(E) (G)													
補填財源	1. 損益勘定留保資金	411,082	414,981	494,935	498,783	514,891	542,604	517,344	469,869	414,149	398,760	380,821	355,569
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金	4,528	8,807	11,440									
	4. その他	60,114	57,041	70,795	60,557	51,541	42,630	15,155	20,726	13,669	15,008	15,718	16,732
	計 (F)	475,724	480,829	577,170	559,340	566,432	585,234	532,499	490,595	427,818	413,768	396,539	372,301
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)													
計		10,999,527	11,017,633	11,254,690	11,386,023	11,411,142	11,319,418	10,971,436	10,726,628	10,467,263	10,236,792	10,031,487	9,861,697
○他会計繰入金													
区 分		年 度										(単位: 千円)	
区 分	年 度	実績	実績	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益的収支分	うち基準内繰入金	370,226	360,539	304,651	348,314	321,916	347,319	338,688	342,306	361,582	378,352	388,613	383,607
	うち基準外繰入金	370,226	360,539	304,651	348,314	321,916	347,319	338,688	342,306	361,582	378,352	388,613	383,607
	うち基準内繰入金	143,199	158,012	263,820	144,270	144,578	145,372	137,767	131,824	115,167	103,174	98,093	89,672
資本的収支分	うち基準内繰入金	143,199	143,912	143,820	144,270	144,578	145,372	137,767	131,824	115,167	103,174	98,093	89,672
	うち基準外繰入金	14,100	14,100	120,000									
	計	513,425	518,551	568,471	492,584	466,494	492,691	476,455	474,130	476,749	481,526	486,706	473,279



TANABATA NO SATO
OGŌRI

小郡市 都市建設部 下水道課
〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1
TEL : 0942-72-2111 (代表) / FAX : 0942-73-0571